

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 7 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800015号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1800019号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和7年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年5月1日から昭和29年5月1日まで

私は、A社B支店(勤務地は、C営業所)において、昭和28年5月1日から昭和29年4月30日まで正社員として集配業務に従事し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社B支店で集配業務に従事していたと主張している。

しかしながら、A社B支店の厚生年金保険の記録を引き継いでいるA社D支店は、A社B支店に係る社会保険台帳には、請求者の氏名がなく、集配業務等の従業員の場合、最初から正社員雇用となる可能性は低く、まずはアルバイトとして数年勤務することが多いと回答している上、A社B支店で事務職として勤務していた元従業員は、請求期間当時、正社員以外は社会保険に加入させておらず、社会保険台帳に名前がない者は正社員ではなかったと思われる旨陳述していることから、A社B支店では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、請求期間において、請求者が同じ勤務地であったとして姓のみを挙げている者と同一姓の者、及びA社B支店で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員合わせて18名に照会し、回答を得た9名は、請求者を記憶していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。